

2023年11月28日

各位

本店所在地 東京都千代田区麹町二丁目1番地  
会社名 そーせいグループ株式会社  
(コード番号 4565 東証プライム)  
代表者 代表執行役社長 CEO  
クリストファー・カーギル  
問い合わせ先 IR & コーポレートストラテジー部  
西下進一朗  
電話番号 03-5210-3290 (代表)

### 海外募集による新株式の発行及び 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行 並びに第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、海外募集による新株式(以下「海外募集新株式」という。)の発行(以下「海外募集」という。)及び2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行並びにJICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」という。)を割当予定先とする第三者割当による新株式(以下「第三者割当新株式」という。)の発行(以下「並行第三者割当」といい、海外募集及び本新株予約権付社債の発行並びに並行第三者割当を総称して「本資金調達」という。)について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、2021年7月27日に発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2026年満期新株予約権付社債(既発)」という。)の額面金額合計300億円を上限として、2023年12月14日を買入消却実施日として買入消却を行うこと(以下「本買入消却」という。)を決議しております。

これらの結果として、資金調達コストを低減しつつ負債を長期化し、加えて2026年満期新株予約権付社債(既発)の買入消却後の現預金と合わせ、当社は、戦略的成長投資を裏付ける約500億円の現預金を確保することになります。なお、2026年満期新株予約権付社債(既発)は2023年11月28日時点で株式には全く転換されておらず、それに伴う株式の希薄化も発生していません。

#### 【本資金調達の目的】

当社グループは、サイエンス及び技術に立脚した企業であり、創薬及び初期開発を専門としています。世界中の人々の健康と生活の質の向上に大きく寄与することをミッションとし、日本屈指の国際的なリーディングバイオ医薬品企業になることをビジョンに掲げています。当社グループはこのビジョンに沿ったグローバルでの積極的な事業開発を通じ、グループの事業基盤の拡大を継続してまいりました。

2005年(平成17年)8月の英国アラキス・リミテッド(Arakis Limited。現 Sosei R&D Ltd.)の買収を通じて獲得したNVA237(臭化グリコピオニウム、1日1回吸入の長時間作用性ムスカリン拮抗薬(LAMA))は、グローバ

## PRESS RELEASE

ル製薬大手であるノバルティス社へ導出され、現在は呼吸器疾患製品 Seebri® Breezhaler®、Ultibro® Breezhaler®及び Enerzair® Breezhaler®としてグローバルに販売され、当社グループは安定したロイヤリティ収入を受領するに至っております。

2015年(平成27年)2月には、英国 Heptares Therapeutics の連結子会社化により、現在の当社グループのサイエンス・技術の基盤を構成する StaR®(Stabilized Receptor)技術を獲得し、構造ベース創薬(以下「SBDD」という。)による低分子化合物及びペプチドの創薬や mAb 探索のための抗原作成が可能となりました。当社グループは、独自の技術と拡張性の高い SBDD を活用し、神経障害、がん免疫領域を含む免疫疾患、消化器疾患等においてファースト・イン・クラス又はベスト・イン・クラスの医薬品になる可能性があると考えられる、G タンパク質共役受容体(GPCR)を標的とした候補薬のパイプラインを複数創出しております。2022年末における当社グループの過去の品目を含めた累積プログラム数は、基礎研究段階が20品目以上、化合物最適化段階が7品目、前臨床試験段階が17品目、第1相臨床試験段階が7品目、第2相臨床試験段階が3品目であり、大手グローバル製薬企業などとの提携も順調に進捗しています。

さらに2023年(令和5年)7月、Idorsia Ltd.及び Idorsia Pharmaceutical Ltd.(以下総称して「イドルシア社」という。)より、イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社及び Idorsia Pharmaceuticals Korea Co., Ltd.の全株式を取得し子会社化すると共に、主力製品のピヴラッツ®(一般名：クラゾセンタン)を含む、イドルシア社が保有するパイプラインに関する日本及びAPAC(中国を除く)における権利を取得しました。これにより当社グループは、フルセットの機能を持つバイオ医薬品企業に進化し、提携プログラム・製品からの収益に加えて、広範な創薬パイプラインの価値を最大化することが可能になり、自社の将来やカタリストについても、より自社の意思でのコントロールが可能な体制を構築しています。

当社グループは、これまで新規医薬品の創薬及び初期開発を可能にする独自のプラットフォームの競合優位性を拡大・強化することを戦略の基軸として継続すると共に、当社グループビジョン達成に向け、更なる事業基盤の強化・拡大に資する投資を検討・実施してきております。そのような中、当社グループは、2020年7月の海外募集による新株式の発行及び2025年満期新株予約権付社債(既発)の発行、並びに2021年7月の2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入消却及び2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を通じて、財務基盤の強化を図ると共に戦略的投資に向けた財務的柔軟性を確保し、戦略の執行を加速してまいりました。

一方、グローバルヘルスケアセクターは、潤沢なリスクマネーの供給を受けて技術革新が加速する一方で、事業基盤の強化・拡大に資する優良な資産の獲得・投資機会に対する競争はより一層厳しさを増しております。こうした観点を踏まえて、当社は当社戦略の執行柔軟性を高めるべく、戦略的成長投資資金の獲得、資金調達コストの低減、2026年満期新株予約権付社債(既発)の満期償還日の実質的な延長、及び更なる財務基盤強化を目的とした本資金調達を行うことといたしました。

### 【2026年満期新株予約権付社債(既発)の買入消却について】

当社は、本日開催の取締役会において、2026年満期新株予約権付社債(既発)の額面金額合計300億円を上限として、2023年12月14日を買入消却実施日として本買入消却を行うことを決議しました。

当社は、本新株予約権付社債の発行と同時に本買入消却を実施することにより、以下に掲げる効果が図れ

## PRESS RELEASE

ると考えております。

- ① 本新株予約権付社債発行による調達資金を、本買入消却による 2026 年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金に充当することで、資金調達コストを低減しつつ負債の長期化を図れること
- ② 本新株予約権付社債の発行に関する投資家の需要を拡大し、良好な条件での本新株予約権付社債の発行が見込まれること

本買入消却のための 2026 年満期新株予約権付社債(既発)の買入れ(以下「本買入れ」という。)については、J.P. Morgan Securities plc 及び Merrill Lynch International を共同ディーラー・マネージャーとして、当該社債の社債権者から買付けを実施します。

本買入消却に関する詳細につきましては、本日付の「2026 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に係る事項の決定に関するお知らせ」において別途開示しております。

**【調達資金の使途】**

海外募集及び本新株予約権付社債の発行並びに並行第三者割当による手取金約 417 億円につきましては、以下の使途に充当する予定です。

- ① 最大 320 億円を、2023 年 12 月末までに、2026 年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金として充当します。なお、本買入れに応じる当該社債の社債権者の数、買入れの対象となる当該社債の金額及び当該社債の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。
- ② 約 97 億円を、2026 年 12 月末までに、開発品及び製品の導入、日本における後期開発品の開発及び商業活動、創薬プラットフォームを含む創薬・早期開発基盤の拡充を中心とした戦略的成長投資及び運転資金に順次充当する予定です。また、上記①に充当されなかった金額の全額については、2026 年 12 月末までに、これまでに資金を振り向けられていなかった新規パイプラインの研究開発及び運転資金に順次充当する予定です。

調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

**【本資金調達の狙い】**

当社は、資金調達手段の選択にあたり、中長期的な財務基盤の強化を図りつつ、1 株当たり利益の希薄化を抑制する観点から、本新株予約権付社債並びに海外募集新株式及び第三者割当新株式(以下「本新株式」という。)の発行が、成長のために必要な資金を低コストで調達するために最適であると判断しました。

- ① 本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価額が設定されていることにより、転換に伴う 1 株当たり利益の希薄化の抑制が期待されること
- ② 本新株予約権付社債にソフト・コール条項を付与することにより、将来の株価上昇局面で資本増強が必要となった場合に、機動的な財務戦略の選択が可能となること
- ③ 本新株式発行により必要調達額の確保が可能となること

海外募集については、短いマーケティング期間での執行が可能な海外募集を選択しております。本新株式と本新株予約権付社債の発行条件は、同日に決定される予定です。

A blue horizontal banner with the text 'PRESS RELEASE' in white, preceded by an orange circle on the left.

記

I. 海外募集による新株式の発行

1. 募集株式の種類及び数

当社普通株式1,500,000株
2. 払込金額の決定方法

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2023年11月28日から2023年11月29日までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
3. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 募集方法

欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集とし、J.P. Morgan Securities plc及びMerrill Lynch Internationalを2026年満期新株予約権付社債(既発)の社債権者からの買付けに係る共同ディーラー・マネージャーを兼務する共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Mizuho International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「引受人」という。)に上記1.記載の全株式を買取引受けさせる。

なお、発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2023年11月28日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。
5. 引受人の対価

引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
6. 払込期日

2023年12月14日

## PRESS RELEASE

7. 申込株数単位 100株
8. 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)並びにその他海外募集に必要な一切の事項の決定については、当社の代表執行役に一任する。

## II. 海外募集による2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

## 1. 社債の名称

そせいグループ株式会社2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

## 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額 10,000,000円)

## 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

## 4. 社債の払込期日及び発行日

2023年12月14日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

## 5. 募集に関する事項

## (1)募集方法

J.P. Morgan Securities plc及びMerrill Lynch Internationalを2026年満期新株予約権付社債(既発)の社債権者からの買付けに係る共同ディーラー・マネージャーを兼務する共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Mizuho International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

## (2)本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

## (3)幹事引受会社の対価

本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本新株予約権付社債の払込金額の差額を幹事引受会社の対価とする。また、幹事引受会社に対して本社債の額面金額の0.50%を上限とする手数料を追加的に支払うことがある。

## 6. 新株予約権に関する事項

## (1)新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約

PRESS RELEASE

権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2)発行する新株予約権の総数

3,200個

(3)新株予約権の割当日

2023年12月14日

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(下記7(4)(ロ)に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2023年12月28日から2028年11月30日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①下記7(4)(イ)乃至(ハ)記載の当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記7(4)(ト)記載の本新株予約権付社債権者の選択

## PRESS RELEASE

による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028年11月30日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等(下記7(4)(ニ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債権者は、預託日(以下に定義する。)が、本社債の利息の支払に係る基準日(同日を含む。)から利払日(下記7(2)(ロ)に定義する。)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券(下記7(7)に定義する。)及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日をいう。

(7)その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8)当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)

## PRESS RELEASE

に対して下記7(4)(二)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する



## PRESS RELEASE

資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9)新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1)社債の総額

320億円

(2)社債の利率

(イ)利率

本社債の利率は、本社債の額面金額に対して年率0.25%とする。

(ロ)利息の支払方法及び期限

本社債の利息は、毎年6月14日及び12月14日(以下それぞれを「利払日」という。)に半年分が後払いされるものとする。各本社債の利息は、①当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には、当該行使の効力発生日の直前の利払日(かかる利払日がない場合には払込期日)以降又は②本社債が償還された場合には、償還日以降、これを付さない。但し、②の場合において、本社債に係る支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

(3)満期償還

2028年12月14日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4)本社債の繰上償還

(イ)クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%

## PRESS RELEASE

の価額に当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

### (ロ)130%コールオプション条項による繰上償還

株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、30連続取引日(以下に定義する。)のうち20取引日において当該各取引日に適用のある上記6(4)(ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、当該30連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、2027年1月14日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額に当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

### (ハ)税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額に当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

### (ニ)組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債1券面当たり、(i)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(ii)上記償還日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとす

## PRESS RELEASE

る。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社を引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ホ)上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。)で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債1券面当たり、(a)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b)上記償還日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に、当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(ヘ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債1券面当たり、(a)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b)上記償還日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期日(同日

## PRESS RELEASE

を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に、当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

**(ヘ)スクイーズアウトによる繰上償還**

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債1券面当たり、(a)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b)上記償還日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額に、当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

**(ト)本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還**

本新株予約権付社債権者は、2026年12月14日(以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に、当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中に本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い償還通知書を下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

**(チ) 当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(但し、上記(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)**

また、当社が上記(ニ)若しくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ホ)記載の償還義務及び上記(ニ)又は(ヘ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ニ)又は(ヘ)の手続が適用されるものとする。また、当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と上記(ト)に基づく通知の先後関係にかかわらず、上記(ト)に優先して上記(イ)乃至(ヘ)に基づく繰上償還の規定が適用される。

## PRESS RELEASE

### (5)買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

### (6)期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額にその支払いが行われる日までの未払経過利息を付して直ちに償還しなければならない。

### (7)本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

### (8)無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

### (9)本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

### (10)本新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

### (11)社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

### (12)財務上の特約

#### (イ)追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

#### (ロ)担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債に関する保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付され

## PRESS RELEASE

た担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議(本新株予約権付社債の要項に定義される。)により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

### (13)取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

### (14)新株予約権付社債に係る社債管理者

本社債に係る社債管理者は定めないものとする。

## 8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

## 9. その他

### (1)安定操作取引

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

### (2)2026年満期新株予約権付社債(既発)の買入れ

本新株予約権付社債の募集と同時に行われる2026年満期新株予約権付社債(既発)の買入れについては、J.P. Morgan Securities plc及びMerrill Lynch Internationalを共同ディーラー・マネージャーとして、当該社債の社債権者から買付けを実施する。

A blue horizontal banner with the text 'PRESS RELEASE' in white, preceded by an orange circle on the left.

PRESS RELEASE

Ⅲ. JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(並行第三者割当)

1. 募集株式の当社普通株式 6,861,000 株  
種類及び数
2. 払込金額の 2023 年 11 月 28 日から 2023 年 11 月 29 日までの間のいずれかの日  
決定方法 (発行価格等決定日)に決定する。なお、払込金額は海外募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
3. 増加する資本金 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される  
及び資本準備金の額 資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 割当予定先 JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合
5. 申込期日 2023 年 12 月 14 日
6. 払込期日 2023 年 12 月 15 日
7. 申込株数単位 100 株
8. 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他並行第三者割当に必要な一切の事項の決定については、当社の代表執行役に一任する。
9. 前記各号については、金融商品取引法による届出(有価証券届出書)の効力発生を条件とする。
10. 海外募集又は本新株予約権付社債の発行が中止となる場合は、並行第三者割当も中止する。割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が 80 億円を超過した場合には、80 億円を発行価額で除した数(100 株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されている。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されない。

## PRESS RELEASE

(ご参考)

1. 今回の新株式の発行による発行済株式総数の推移

|                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 現在の発行済株式総数       | 82,336,777株(2023年10月31日時点)(注1) |
| 海外募集による増加株式数     | 1,500,000株                     |
| 海外募集後の発行済株式総数    | 83,836,777株                    |
| 並行第三者割当による増加株式数  | 6,861,000株(注2)                 |
| 並行第三者割当後の発行済株式総数 | 90,697,777株(注2)                |

- (注) 1. 当社は、新株予約権等を発行しているため、上記現在の発行済株式総数は 2023 年 10 月 31 日現在の数値です。
2. 上記「Ⅲ. JICVGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(並行第三者割当)」1. に記載の募集株式数の全株に対し割当予定先から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

2. 資金の使途

(1)今回調達資金の使途

海外募集及び本新株予約権付社債の発行並びに並行第三者割当による手取金約417億円につきましては、以下の使途に充当する予定です。

- ① 最大 320 億円を、2023 年 12 月末までに、2026 年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金として充当します。なお、本買入れに応じる当該社債の社債権者の数、買入れの対象となる当該社債の金額及び当該社債の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。
- ② 約 97 億円を、2026 年 12 月末までに、開発品及び製品の導入、日本における後期開発品の開発及び商業活動、創薬プラットフォームを含む創薬・早期開発基盤の拡充を中心とした戦略的成長投資及び運転資金に順次充当する予定です。また、上記①に充当されなかった金額の全額については、2026 年 12 月末までに、これまでに資金を振り向けられていなかった新規パイプラインの研究開発及び運転資金に順次充当する予定です。

調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3)業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。



PRESS RELEASE

3. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針及び配当決定にあたっての考え方

将来における剰余金の配当等の決定は、営業成績、財務状況、現金需要、今後の見通し、分配可能利益及びその時点において取締役会が必要と認める他の要素等を考慮して行うこととしております。

当社グループは現在、国際的な競争力をもつバイオベンチャー企業になるべく積極的に投資を行っており、近い将来における剰余金の配当等の実施を予定しておりません。

取締役会において今後も上記要素を考慮しながら、総合的に判断してまいります。

また、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることを定款で定めています。なお、期末配当の基準日は12月31日とし、中間配当の基準日は6月30日としています。

(2)内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、主として事業の成長に向けた研究開発、事業投資等に有効活用いたします。

(3)過去3決算期間の配当状況等

|                              | 2020年12月期  | 2021年12月期  | 2022年12月期  |
|------------------------------|------------|------------|------------|
| 基本的1株当たり連結当期利益               | 18.77円     | 12.53円     | 4.68円      |
| 1株当たり年間配当金<br>(うち1株当たり中間配当金) | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) |
| 実績連結配当性向                     | －%         | －%         | －%         |
| 親会社所有者帰属持分連結当期利益率            | 3.0%       | 1.9%       | 0.7%       |
| 連結純資産配当率                     | －%         | －%         | －%         |

(注)

1. 基本的1株当たり純利益は、指定国際会計基準(IFRS)に基づいて作成された連結財務諸表に基づき算定しております。
2. 親会社所有者帰属持分連結当期利益率は、指定国際会計基準(IFRS)に基づいて作成された連結財務諸表における当社の株主に帰属する当期利益を当社株主に帰属する持分(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 1株当たり年間配当金(うち1株当たり中間配当金)、実績連結配当性向及び連結純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。

4. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

但し、海外募集及び本新株予約権付社債の発行と並行してJICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合を割当予定先とする並行第三者割当が行われます。並行第三者割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則第2

PRESS RELEASE

条第3項に基づく海外募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当が海外募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、海外募集又は本新株予約権付社債の発行が中止となる場合は、並行第三者割当も中止いたします。

(2)潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

|                   |   |
|-------------------|---|
| 払込期日              | 2021年7月27日  |
| 調達資金の額            | 298億4,500万円(差引手取概算額)  |
| 転換価額              | 2,235円(注2)  |
| 募集時の発行済株式数        | 81,382,004株(注1)   |
| 当該募集による潜在株式数      | 13,422,818株(当初の転換価額(2,235円)における潜在株式数)   |
| 現時点における転換状況       | 転換済株式数：0株(残高300億円)(注2)  |
| 発行時における当初の資金使途    | 2025年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金<br>神経疾患や消化器疾患、免疫疾患、希少疾患などの領域における当社の創薬・開発に補完的な役割を果たす企業若しくは技術の獲得・投資、当社が有する既存の創薬・早期開発基盤の拡充に資する資産の獲得・投資、並びに、潜在的な国内市場向けの製品導入を中心とした、戦略的成長投資<br>新規パイプラインの研究開発及び運転資金 |
| 発行時における支出<br>予定時期 | 2024年6月末まで  |
| 現時点における資金の充当状況    | 当初の予定どおり、2023年(令和5年)7月のアイドルシア社より、ピヴラッツ®(一般名：クラゾセンタン)を含む、アイドルシア社が保有するパイプラインに関する日本及びAPAC(中国を除く)における権利の取得、並びに関連会社2社の取得に大半を充当しました。  |

- (注) 1. 新株予約権を発行しているため、発行済株式数は2021年6月30日現在のものです。  
 2. 転換価額、転換済株式数及び残高は、2023年10月31日現在のものです。  
 3. 2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債につきましては、額面金額合

PRESS RELEASE

計 300 億円を上限として、2023 年 12 月 14 日を買入消却実施日として本買入消却を行う予定です。

(4)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

|           | 2020 年 12 月期 | 2021 年 12 月期 | 2022 年 12 月期 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 始 値       | 2,150 円      | 1,808 円      | 1,921 円      |
| 高 値       | 2,217 円      | 2,418 円      | 2,294 円      |
| 安 値       | 1,051 円      | 1,491 円      | 991 円        |
| 終 値       | 1,800 円      | 1,904 円      | 2,138 円      |
| 株価収益率(連結) | 95.90 倍      | 151.96 倍     | 456.84 倍     |

(注)1. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期利益で除した数値であります。

2. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。以下同様です。

② 最近6か月間の状況

|     | 2023 年<br>6 月 | 7 月     | 8 月     | 9 月     | 10 月    | 11 月    |
|-----|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 始 値 | 3,105 円       | 1,543 円 | 1,820 円 | 1,658 円 | 1,500 円 | 1,410 円 |
| 高 値 | 3,175 円       | 1,896 円 | 1,877 円 | 1,703 円 | 1,508 円 | 1,675 円 |
| 安 値 | 1,390 円       | 1,371 円 | 1,605 円 | 1,483 円 | 1,296 円 | 1,312 円 |
| 終 値 | 1,500 円       | 1,814 円 | 1,660 円 | 1,492 円 | 1,390 円 | 1,458 円 |

(注) 2023 年 11 月の株価については、2023 年 11 月 27 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

|     | 2023 年 11 月 27 日 |
|-----|------------------|
| 始 値 | 1,430 円          |
| 高 値 | 1,478 円          |
| 安 値 | 1,420 円          |
| 終 値 | 1,458 円          |

(5)ロックアップについて

海外募集及び本新株予約権付社債の募集に関連して、当社の取締役代表執行役社長 CEO であるクリストファー・カーギルは、引受人に対して、海外募集新株式及び本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日に始まり、海外募集及び本新株予約権付社債の発行に係る払込期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中は、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券又は当社普通株式を取得する権利が付された有価証券に関し、それらの受渡が現金により決済されるか否かにかかわらず、また、直接又は間接的にかかわらず、(i)募集、担保設定、貸与、売却、売却契約の締結、購入オプションの売却若しくは購入契約の譲渡、売却オプションの購入若しくは売却契約の譲受、購入若しくは交付その他の

## PRESS RELEASE

処分に係るオプション、権利若しくはワラントの付与又は上記の行為のいずれかを行う意思の公表、(ii)その一部若しくは全部につき、所有権が経済的に移転することとなるデリバティブ取引等を行わない旨を合意しております。但し、上記2名により、発行済のストックオプション又は新株予約権が普通株式へ転換される場合は除きます(当該転換により取得される当社普通株式は上記制限の対象になります。)

また、海外募集及び本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は、海外募集新株式及び本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間中、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、海外募集新株式及び本新株予約権付社債の発行又は売却、並行第三者割当新株式の発行、既存の新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は譲渡、事後交付型株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づく当社普通株式の発行若しくは譲渡又はストック・オプション・プランに基づく新株予約権の付与又は発行、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、本買入れ、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、並行第三者割当並びに海外募集及び本新株予約権付社債の募集に関連して、割当予定先は引受人に対し、海外募集新株式及び本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日に始まり、並行第三者割当に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として並行第三者割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

海外募集及び本新株予約権付社債の発行並びに並行第三者割当の調達資金は、2026年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金並びに戦略的成長投資及び運転資金に充当する予定であり、当社の更なる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 6. 並行第三者割当の発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当の発行価格(払込金額)は、海外募集の発行価格と同額といたします。海外募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により決定いたします。

したがって、並行第三者割当の発行価格(払込金額)の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、並行第三者割当の発行価格(払込金額)は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。

また、当社は、並行第三者割当に関して、並行第三者割当の払込金額の決定方法に係る適法性に

PRESS RELEASE

ついて監査委員会としての意見を求めたところ、当社監査委員会から、並行第三者割当の払込金額の決定方法は、適切な決定方法であり、かかる方法により決定される並行第三者割当の払込金額は会社法に定める特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当により発行される株式数(上限)は6,861,000株(議決権の数68,610個)であり、2023年11月28日現在の当社の発行済株式総数82,336,777株に対する割合は8.33%(2023年9月30日現在の総議決権数822,881個に対する割合は8.34%)に相当するものであります。なお、並行第三者割当により発行される株式数(上限)6,861,000株(議決権の数68,610個)に、海外募集により発行される株式数1,500,000株(議決権の数15,000個)及び本新株予約権付社債に係る潜在株式数21,947,873株(議決権の数219,478個)を加えた株式数は30,308,873株(議決権の数は303,088個)であり、2023年11月28日現在の当社の発行済株式総数82,336,777株に対する割合は36.81%(2023年9月30日現在の総議決権数822,881個に対する割合は36.83%)に相当するものであります。なお、本新株予約権付社債の潜在株式数については、2023年11月27日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,458円を当初転換価額として本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した現時点の見込みに基づき算出しております。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、前記「2. 資金の用途 (1)今回調達資金の用途」に記載のとおり、今回の調達資金は2026年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金並びに戦略的成長投資及び運転資金に充当する予定であり、当社の更なる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(注) 2023年11月28日現在の当社の発行済株式総数には、2023年11月1日から2023年11月28日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

7. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

|   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| ① | 名 称             | JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合   |
| ② | 所 在 地           | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  |
| ③ | 設 立 根 拠 等       | 投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任組合   |
| ④ | 組 成 目 的         | 投資   |
| ⑤ | 組 成 日           | 2023年9月1日  |
| ⑥ | 出 資 の 総 額       | 400億円(予定)  |
| ⑦ | 出資者・出資比率・出資者の概要 | 株式会社産業革新投資機構<br>JICベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社<br>出資比率については、当社が割当予定先の業務執行組合員のJICベン |

PRESS RELEASE

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
|                   | チャー・グロース・インベストメンツ株式会社（以下「JICVGI」という。）に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。 |  |
| ⑧ 業務執行組合員の概要      | 名 称  | JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社                            |
|                   | 所 在 地  | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  |
|                   | 代表者の役職・氏名  | 代表取締役社長 鎌水 英樹  |
|                   | 事 業 内 容  | 投資事業有限責任組合その他投資事業を行う団体等の組成、管理及び運用並びにこれらの団体等の財産の運用及び管理等 |
|                   | 資 本 金  | 2,000 万円   |
| ⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係 | 当社と当該ファンドとの間の関係  | 該当事項はありません。  |
|                   | 当社と業務執行組合員との間の関係   | 該当事項はありません。  |

(注) 発行価格等決定日付で締結予定の当社と割当予定先との間の引受契約において、割当予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。さらに、当社においても、インターネットによる検索のほか、Dow Jones社のデータベースによる調査を実施し、割当予定先(その主な出資者、業務執行組合員並びにその代表者及び役員を含みます。)が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。

また、割当予定先及びその業務執行組合員の主な出資者である株式会社産業革新投資機構(以下「JIC」という。)は、産業競争力強化法に基づき、官民共同の出資により設立された株式会社であり、JICが反社会的勢力との関係を有していないことをヒアリング等により確認しております。また、JICのコンプライアンスマニュアルにおいて、その役職員が反社会的勢力と絶縁するための厳格な体制をとることについての表明がなされていることを併せ鑑み、割当予定先(その主な出資者、業務執行組合員並びにその代表者及び役員を含みます。)は反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係を有するものではないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2)割当予定先を選定した理由

割当予定先の業務執行組合員を務めるJICVGIから、①割当予定先は、「ベンチャー・グロース投資活動により我が国のイノベーションを促進し、国際競争力の向上、日本の産業及び社会課題の解決を目指すこと」というJICVGIのミッションの下、特に、有望な既上場企業のオーガニック(自律的な)かつ非連続な成長の支援の受け皿となることを目的として組成された投資ファンドであること、②JICVGIが運用会社を務める割当予定先以外の投資ファンドにおいて、これまでに多くのヘルスケア・ライフサイエンス領域の企業に投資してきた実績があり、JICVGIには当該領域におけるハンズオン支援の実績や知見が豊富に蓄積されており、幅広いネットワークを有すること、③原則として長期的な保有方針を持つことなどの説明を受けたことから、当該割当予定先を選定

PRESS RELEASE

いたしました。

(3)割当予定先の保有方針

割当予定先から、並行第三者割当に応じた当社の普通株式の取得は、前記「2. 資金の使途 (1) 今回調達資金の使途」に記載の施策その他の施策により、当社が中長期的に成長し、企業価値を向上させることを見据えた出資であり、かかる出資目的から、割当予定先が取得する株式については、特段の事情がない限り、中長期的に保有する方針であるとの説明を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に並行第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。なお、並行第三者割当並びに海外募集及び本新株予約権付社債の発行に関連し、割当予定先は、海外募集の引受人に対し、ロックアップ期間中、海外募集の引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として並行第三者割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるJICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合について、本日現在において並行第三者割当に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、JICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約書の写しの抜粋を確認することにより、JIC等の各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるJICVGIが行うキャピタルコールに応じ、JIC等の各出資者が割当予定先に対する出資を行う旨の約束がある旨を確認しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

| 募集前(2023年9月30日現在)                       |        | 募集後                                     |       |
|---|--------|---|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                 | 10.05% | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                 | 7.35% |
| 五味 大輔                                   | 8.15%  | JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合          | 6.09% |
| TAIYO FUND, L.P.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 3.89%  | 五味 大輔                                   | 5.96% |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                      | 3.31%  | TAIYO FUND, L.P.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 2.85% |

PRESS RELEASE

|   |       |   |       |
|---|-------|---|-------|
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)            | 2.82% | 株式会社日本カストディ銀行(信託口)  | 2.42% |
| TAIYO HANEI FUND, L.P.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)                         | 2.31% | SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)            | 2.06% |
| ファイザー株式会社   | 2.29% | TAIYO HANEI FUND, L.P.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)                         | 1.69% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部) | 1.95% | ファイザー株式会社   | 1.67% |
| BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT<br>(常任代理人 BOFA 証券株式会社)                  | 1.56% | STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部) | 1.42% |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)                | 1.23% | BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT<br>(常任代理人 BOFA証券株式会社)                   | 1.14% |

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2023年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 持株比率は、発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する比率を記載しております。また小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
3. 募集後の持株比率は、2023年9月30日現在の所有株式数及び発行済株式総数に海外募集及び並行第三者割当による増加株式数(上限)並びに本新株予約権付社債の潜在株式数を加味した数字であります。なお、本新株予約権付社債の潜在株式数については、本新株予約権付社債の当初転換価額を2023年11月27日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,458円として本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した現時点の見込みに基づき算出しております。また、並行第三者割当による増加株式数については、新株式が上限まで発行されたと仮定した現時点の見込みに基づき算出しております。



PRESS RELEASE

9. 今後の見通し

本資金調達による当社の2023年12月期の通期業績に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。上記2. (3)もご参照ください。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

並行第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績(連結)

|                  | 2020年12月期 | 2021年12月期 | 2022年12月期 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上収益             | 8,842百万円  | 17,712百万円 | 15,569百万円 |
| 営業利益             | 928百万円    | 3,775百万円  | 3,436百万円  |
| 税引前当期利益          | 1,622百万円  | 433百万円    | 1,078百万円  |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 | 1,479百万円  | 1,017百万円  | 382百万円    |
| 基本的1株当たり当期利益     | 18.77円    | 12.53円    | 4.68円     |
| 1株当たり年間配当金       | —         | —         | —         |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分  | 649.92円   | 704.97円   | 707.20円   |

12. 発行要項

上記「Ⅲ. JICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(並行第三者割当)」に記載のとおりです。

以上

Sosei Heptares について

当社グループは、フルセットのバイオ医薬品企業であり、世界をリードするサイエンスによって人生を変える医薬品を生み出すことをミッションとし、日本発の国際的なリーディングバイオ医薬品企業になることを目指しています。

当社グループは、英国における世界をリードする G タンパク質共役受容体 (GPCR) をターゲットとした StaR®技術、構造ベース創薬 (SBDD) ならびに初期開発力と、日本における経験豊富な臨床開発力および商業化事業とを組み合わせ、グローバルに事業を展開しています。

PRESS RELEASE

これらの能力を活かし、神経疾患、免疫疾患、消化器疾患、炎症性疾患など複数の治療領域において、新薬候補物質の幅広いパイプラインの創出および研究開発の加速に取り組んでいます。当社グループは、自社開発、あるいは大手グローバル製薬企業や新興バイオ医薬品企業との提携を通じて、日本および世界の患者さまのため価値創出につながる医薬品の開発を図ります。

当社グループは、東京、大阪、ロンドン、ケンブリッジ、バーゼル、ソウルの主要拠点で事業を展開しています。

「Sosei Heptares」は、東京証券取引所に上場しているそせいグループ株式会社（証券コード 4565）のコーポレートブランドです。「そせい」、「Heptares」、当社グループのロゴおよび StaR®は、当社グループの商標または登録商標です。

詳しくは、ホームページ <https://soseiheptares.com/> をご覧ください。

LinkedIn: [@soseiheptaresco](#)

X: [@soseiheptaresco](#)

YouTube: [@soseiheptaresco](#)